

# 独立行政法人福祉医療機構による融資の優遇

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金及び介護基盤緊急整備等臨時特例交付金等に係る事業者負担分への融資について、融資率及び貸付利率の優遇等を図る。

## 耐震化整備及び介護基盤整備に係る優遇措置

※基金等の対象となる整備に限る。(平成23年度末まで)

### 融資率

施設種類に応じて「70～80%」  
ただし、財特法又は特措法に基づき  
国の補助の特例を受ける場合は  
「通常の融資率+5%」（上限80%）

改正

一律「90%」

### 貸付利率

施設種類に応じて  
「財投イコール～財投+0.5%」  
ただし、財特法に基づき国の補助の  
特例を受ける場合は「無利子」

改正

一律「財投▲0.5%」（5年間）  
ただし、財特法に基づき国の補助の  
特例を受ける場合は「無利子」

- 財特法：地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
- 特措法：地震防災対策特別措置法

## スプリンクラー整備に係る優遇措置

### 融資率及び貸付利率

改正

耐震化整備及び介護基盤整備の融資率及び貸付利率と同様の措置

### 貸付の対象

改正

- ・ 有料老人ホームを貸付対象に追加し、貸付けの相手方を法人とする
- ・ 小規模多機能型居宅介護事業の貸付けの相手方に特定非営利活動法人等を追加する